

外為令別表の7の項、省令第19条第1項～第5項

| | |
|-------|--|
| 提供技術名 | IAR Embedded Workbench for Arm *詳細は別紙 I 参照 |
| メーカー名 | IAR Systems AB |

CISTEC 2021.1.27

(令和3年1月27日施行政省令等対応)

| 質問事項 | 回答(注1) | | 備考 |
|---|--|--|---|
| 提供技術は <input type="checkbox"/> 技術(プログラムを除く。)は→1. 及び2. へ <input checked="" type="checkbox"/> プログラムは→3. へ 選択した項目の口に✓をマークし、下記の質問に回答のこと。 | | | (注2) |
| 【省令第19条第1項及び第3項の技術】 <input type="checkbox"/> 1. 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ (1) 省令第6条第二号ハ(一)5若しくは6若しくは(二)3に該当するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器、同条第二号ニ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4に該当するマイクロ波用ディスクリットトランジスタ、又は同条第十六号ロに該当する原子周波数標準器 (外7項(1)、省令第19条第1項第一号) (2) 省令第6条に該当するもの(同条第二号ハ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくはニ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4又は第十六号ロに該当するものを除く。又第6条第十六号のニに該当するものの製造に必要な技術を除く。) (外7項(1)、省令第19条第1項第二号) | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> はい ↓ | 「付表技術」(注3) 省令第6条第二号ハ(一)5等左記の貨物は「告示貨物」(注4) |
| 【はいと答えた場合、次の間に回答のこと】 ・次のいずれかの除外規定に該当するか？ <input type="checkbox"/> 省令第6条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)および(二)に該当するか？ <input type="checkbox"/> (一): 最小線幅が0.130マイクロメートル以上のもの <input type="checkbox"/> (二): 多層構造を有するもの(金属層が3層以下のものに限る。) <input type="checkbox"/> プロセスデザインキット(省令第6条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。)か？ | <input type="checkbox"/> はい (規制除外される) ↓ | <input type="checkbox"/> いいえ (規制除外されない) ↓ | 最小線幅 (_____ μm) 金属層 (_____ 層) (注5) |
| (3) マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのコアであって、論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が32以上のものか？ ・次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術か？ イ: ベクトル演算器であって、浮動小数点ベクトル演算処理を同時に2を超えて実現できるように設計したもの ロ: 64ビット以上の浮動小数点演算処理を1サイクル当たり4を超えて実現できるように設計したもの ハ: 16ビットの固定小数点積和演算処理を1サイクル当たり8を超えて実現できるように設計したもの (外7項(3)、省令第19条第3項第三号) | <input type="checkbox"/> いいえ ←2. へ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ←2. へ | <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓ | ビット数 (_____ ビット) (注6) 浮動小数点ベクトル演算処理数(注7、8) (_____) 浮動小数点演算処理数(注9) (_____ /サイクル) 固定小数点積和演算処理数(注10、11) (_____ /サイクル) |
| 【はいと答えた場合、次の間に回答のこと】 ・貨物等省令第19条第3項第三号中の技術において、役務通達 7の項(注12)の確認を行う。 ・確認の結果、「はい」の場合「規制除外される」、「いいえ」の場合「規制除外されない」。 (役務通達 7の項) | <input type="checkbox"/> はい (規制除外される) ↓ | <input type="checkbox"/> いいえ (規制除外されない) ↓ | (注12) 最小線幅 (_____ μm) 金属層 (_____ 層) |

外為令別表の7の項、省令第19条第1項～第5項

(令和3年1月27日施行政省令等対応)

| 質問事項 | 回答 (注1) | | 備考 |
|---|--|--|------|
| (6) 電磁パルス又は静電放電による中断から1ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム (外7項(3)、省令第19条第3項第四号) | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←【判定】欄へ | <input type="checkbox"/> はい ←【判定】欄へ | |
| 【判定】以上の結果、省令第19条に該当するか? | <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | <input type="checkbox"/> 該当 | (注1) |
| 該 当 項 番 | ① 外為令別表の7の項 () () () ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第19条第[]項()号() 省令第19条第[]項()号() 省令第19条第[]項()号() ([]及び()内に該当項番を記入する。) | | |

- (注1) 回答欄において、 枠で囲まれたものを除き、アンダーラインがついたものが一つでも右欄にチェックされた場合、当該の技術又はプログラムは該当と判定され、左欄のみにチェックされた場合は非該当と判定される。
- (注2) 「省令第19条に掲げる技術(プログラムを除く。)」には、半導体素子又は集積回路の設計のためのライブラリ、設計情報又は関連データを含む。
「省令第19条第3項に掲げる技術」は、省令第19条第1項に掲げる技術及び外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術を除く。
「省令第19条第4項及び第5項に掲げる技術」は、省令第19条第1項に掲げる技術を除く。
- (注3) 「付表技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(輸出注意事項24第18号)の別表2の付表1に該当するものをいう。
- (注4) 「告示貨物」とは、「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年12月28日付け告示第758号)に該当するものをいう。
- (注5) 「プロセスデザインキット」とは、技術的及び製造上の制約に従い、特定の半導体プロセスを使用した、特定の半導体集積回路の設計に必要なとされる設計活動やルールが保証された設計ツールであって、半導体製造者から提供されるものをいう。
- (注6) 「マイクプロセッサ」には、マイクロコンピュータを除き、デジタルシグナルプロセッサ、デジタルアレイプロセッサ、デジタルコプロセッサ及び複数のチップから構成されたものであって、一緒に動作することによりマイクプロセッサ機能を与えるように設計したチップセットを含む。
- (注7) 「ベクトル」とは、32ビット以上の一次元配列をいう。
- (注8) 「ベクトル演算器」とは、浮動小数点ベクトル演算を同時に実行する命令が組み込まれたプロセッサ要素であって、少なくとも一つのベクトル演算ロジックユニット及び32要素以上のベクトルレジスタを有するものをいう。
- (注9) 「浮動小数点」とは、IEEE-754で定めるものをいう。
- (注10) 「固定小数点」とは、整数部と小数部の双方からなる固定幅の実数であって、整数のみの形式を含まない。
- (注11) 「16ビットの固定小数点積和演算処理を1サイクル当たり8を超えて実現できるように設計したもの」とは、音声や画像などのアナログ情報をデジタル的に処理するものをいう。デジタルシグナルプロセッサともいう。
- (注12) 「貨物等省令第19条第3項第三号中の技術(プログラムを除く。)」は、役務通達 7の項により、拡張命令を通じてアナログ信号をデジタル的に処理するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)、又は最小線幅が0.13マイクロメートル以上、かつ、金属層が5層以下の多層構造を有するマイクプロセッサ、マイクロコンピュータ若しくはマイクロコントローラのコアの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)に該当する技術を除く。
- (注13) 「平坦度」とは、最小二乗法により求められた全ての表面データ(領域における境界領域を含む。)について、基準表面からの最大偏差と最小偏差の範囲をいう。
- (注14) 「省令第19条第5項第三号中の半導体素子に掲げる技術(プログラムを除く。)」は、光デバイス(発光ダイオード(LED)、レーザー発振器、フォトダイオード、フォトトランジスタ、フォトカプラ、太陽電池セル、光導波路等)を除く。
- (注15) 「真空電子デバイス」とは、真空回路における電磁波の伝搬又は無線周波数空洞共振器を使用した電子ビームの相互作用を基礎とした電子デバイスをいう。
- (注16) 「極端紫外」とは、電磁波スペクトルの波長が5ナノメートルを超え、124ナノメートル未満のものをいう。
- (注17) 「コンピューテーショナル・リソグラフィ」とは、コンピュータモデルを使用して、様々なパターン、プロセス及びシステム条件においてリソグラフィプロセスの結像性能を予測、修正、最適化及び検証を行うことをいう。

(参考情報) 特別一般包括輸出許可の適用可否判断用チェック欄
(【判定】欄が該当の場合のみ記入。非該当の場合は記入不要。)

| 質問事項 | 回答 | | 備考 |
|---|---|--|----|
| 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術か？ | | | |
| (1) 省令第6条第二号に該当するマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち窒化ガリウム(GaN)を用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい ↓ (注18) 参照 | |
| (2) 省令第6条第十八号、二十二号、二十三号、二十四号に該当する窒化ガリウム(GaN)を用いた基板 (注: エピタキシャル/非エピタキシャル層のみに窒化ガリウムを含む基板は対象としない) | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい ↓ (注18) 参照 | |
| (3) 省令第6条第十九号に該当するもの (レジスト又はそれを塗布した基板) | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ | <input type="checkbox"/> はい ↓ (注18) 参照 | |

(注18) 「はい」の場合、特別一般包括輸出許可を適用できる仕向地が限定される。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成年月日 2021年2月1日
会社名 IARシステムズ株式会社

外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
 外為令別表の9の項及び15の項
 通信と情報セキュリティに係る技術

提供技術名： IAR Embedded Workbench for Arm *詳細は別紙 I 参照

パラメータシート
 (通信と情報セキュリティ・技術)
 様式：9-技(カバー)

(1/1)

メーカー名： IAR Systems AB

型及び等級：

CISTEC 2021.1.27
 (令和3年1月27日施行政省令等対応)

| 判 定 項 番 | パラメータシート様式 |
|---|------------|
| 《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の口にチェックしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。 | |
| 【情報セキュリティ関連】 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの | 様式9-技1情セ |
| 【通信関連】 | |
| <input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術 | 様式9-技1通信 |
| <input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除く。) | 様式9-技2 |
| <input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。) | 様式9-技3 |
| <input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。) | 様式9-技4 |
| <input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。 | 様式15-技 |

作成年月日 2021年2月1日
 会社名 IARシステムズ株式会社

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

提供技術名: IAR Embedded Workbench for Arm *詳細は別紙 I 参照

パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式:9-技1情セ

(1/3)

メーカー名: IAR Systems AB

型及び等級:

CISTEC 2021.1.27
 (令和3年1月27日施行行政省令等対応)

(注*1)

| 質問事項 | 区分 | | 回答 | 備考 |
|--|----|---|---|---|
| | 技 | ブ | | |
| 以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。 | | | | |
| 【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 | | | 本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。 | |
| 第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等 | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等 | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？ | ○ | | <input type="checkbox"/> いいえ ←第七号へ <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。 | ○ | | <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない |
| 「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。 | ○ | | <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合) | <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓又は 適用しない |

| 質問事項 | (注*1) | | 回答 | 備考 |
|---|-------|--------|---|----|
| | 区分 | 技 | | |
| 第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 | ○ | × ↓ | いいえ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二 | ○ | × ↓ | いいえ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号 : 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 | ○ | × ↓ | いいえ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号の二 | ○ | × ↓ | いいえ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |
| 第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。 | ○ | × ↓ | いいえ ←b. へ <input type="checkbox"/> はい ←b. へ (★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 () | |
| b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。 | ○ | × ↓ | いいえ <input type="checkbox"/> はい ↓ | |

| 質問事項 | (注*1) | | 回答 | | 備考 | | | |
|---|-------|-----------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|--|
| | 区分 | 技 | プ | | | | | |
| 第九号の二 プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。 | | <input type="radio"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> | はい ↓ | | |
| 第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 | | <input type="radio"/> | | <input type="checkbox"/> | いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> | はい ↓ | |
| 第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号 | | <input type="radio"/> | | <input type="checkbox"/> | いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> | はい ↓ | |
| 第十六号(暗号有効化技術) 第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 | | <input type="radio"/> | | <input type="checkbox"/> | いいえ ↓ | <input type="checkbox"/> | はい ↓ | |
| 第十七号(暗号有効化プログラム) 第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 | | <input type="radio"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | いいえ | <input type="checkbox"/> | はい | 1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要 | |
| (判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2) | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 非該当 | <input type="checkbox"/> | 該当 | | |

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成年月日 2021年2月1日
会社名 IARシステムズ株式会社

■対象製品

IAR Embedded Workbench for Arm

*以下の文字列およびその組み合わせの製品を含む

BL, LE,

MB, NW, GL

CM

FS, FS740, FS822, FS840

CRUN, CSTAT

R3, R12

例 : EWARM-CM-CRUN-MB

USB Dongleは、別途USB Dongleのパラメータシートを参照すること